

令和3年度減災行動集中啓発事業業務委託企画コンペ審査要領

1 目的

この要領は、「減災行動集中啓発事業業務委託企画コンペ（以下「企画コンペ」という。）」に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について必要な事項を定める。

2 審査のポイント

東日本大震災が発生した3月にあわせ、本県で想定される南海トラフ地震等の大規模地震への備えについて周知するとともに、県民自らが命を守るために取り組むべき、「耐震化（家具の固定含む）」、「備蓄」等の減災行動を中心に、様々な広報媒体を効果的に組み合わせた情報発信、啓発を行い、県民の防災意識を高めることで、県の防災力向上を図る。

3 審査項目及び配点

(1) 審査項目等は次のとおりとする。

【審査項目】		【審査内容】	【配点】	
1 基本的事項		業務委託仕様書による業務目的を踏まえた企画であるか。	10	15
		スケジュールは適切に管理されているか。	5	
2 提案内容	(1)テレビ CM・ラジオ CM	CMの構成が県民の興味・関心を引きつけ、分かりやすい内容となっているか。	15	20
		CMの放送回数・放送枠（時間帯）は、効果的であるか。	5	
	(2)小学校における防災セミナー	小学生の興味・関心を引きつけるものとなっているか。	20	25
		運営方法は適切か。	5	
	(3)テレビコーナー	防災はハードルが高いものではなく、身近なものから始められることを啓発する内容となっているか。	10	10
	(4)災害体験イベント	県民の興味・関心を引きつけるものとなっているか。	15	20
		運営方法は適切か	5	
	(5)その他	減災行動について県民に伝えるための、その他評価すべき提案があるか。	10	10
			100	

(2) 評価基準

評価	非常に優れている。	優れている。	平均的	物足りない。	劣っている。	採用できない。
評価割合	1.0	0.8	0.6	0.4	0.2	0.0

(3) 評点計算方法

(1) の審査項目毎に (2) の評価基準による評価を行い、定めた配点に評価割合を乗じた数を評点とする。

【例】 「2 提案内容」「(1) 減災行動集中啓発」「(多様性)」

・・・評価「優れている (=0.8)」の場合

$$\text{配点 } 10 \text{ 点} \times 0.8 = 8 \text{ 点}$$

4 審査員及び審査方法

(1) 一次審査

① 審査員 計 5 名

危機管理課課長補佐、消防保安課課長補佐、危機管理担当主幹

南海トラフ・大規模災害対策担当主幹、南海トラフ・大規模災害対策担当職員 1 名

② 審査方法

企画提案書に基づき「2 審査項目及び配点」により評価を行う。

③ 審査用紙

別紙のとおり

(2) 最終審査

一次審査を踏まえ、企画を危機管理課で総合的に勘案、審査し最終決定する。

なお、企画を採用するうえで必要な最低点は、総得点の 5 割とする。

提案者が 1 者の場合、その者の得点が総得点の 5 割以上の得点の場合には、その者を選定する。